



2024年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社SUBARU  
代 表 者 名 代表取締役社長 大崎 篤  
(コード番号：7270 東証プライム)  
問 合 せ 先 IR部長 宮本 正恭  
(TEL 03-6447-8825)

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得および  
会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記の通り決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営課題と位置付けており、還元の方針につきましては、毎期の業績、投資計画、経営環境などを総合的に勘案しながら、総還元性向30%~50%を目安に安定的かつ継続的な配当と機動的な自己株式の取得を実施することとしています。

この度、上記に基づき資本効率の向上を目的に600億円(取得上限総額)の自己株式の取得を行うとともに、取得した自己株式の全株消却を行います。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数  | 2,300万株を上限とする<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.1%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 600億円を上限とする                                   |
| (4) 取得する期間     | 2024年5月14日~2024年12月30日(予定)                    |
| (5) 取得する方法     | 東京証券取引所における市場買付<br>(自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け) |

3. 消却の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式   |
| (2) 消却する株式の総数 | 2,300万株(上記2.により取得した自己株式全数)                     |
| (3) 消却予定日     | 未定<br>(自己株式の取得が完了し、消却予定日が決定した時点で改めてお知らせいたします。) |

(ご参考)

2024年3月31日時点における自己株式の保有状況

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 発行済株式総数(自己株式を除く) | 752,194,124株 |
| 自己株式数            | 1,707,449株   |

以 上